

省エネ適判の申請には、「省エネ計算結果登録システム」からダウンロードした「適判用」と刻印された計算結果が必要になります。

※戸建住宅と共同住宅では、計算フローが異なるのでご注意ください。

戸建住宅

共同住宅

①エネルギー消費性能計算プログラムにおいて住戸単位で計算  
※共同住宅においても、住戸単位で計算が必要。必要に応じて共用部も計算。

「エネルギー消費性能計算プログラム」  
住宅版 : <https://house.lowenergy.jp/>  
非住宅版: <https://building.lowenergy.jp/>

▼ ②計算結果を登録

▼ ②各住戸の計算結果を集計  
(必要に応じて共用部を合算)

「共同住宅等の計算結果集計プログラム」  
<https://aptstd.app.lowenergy.jp/#/>  
▼ ③住棟全体の計算結果を登録

「省エネ計算結果登録システム」 <https://regist.lowenergy.jp/>

「適判用」と刻印された計算結果・集計結果を適判機関に提出、完了

(住宅トップランナー事業者の方のみ)住宅トップランナー報告システムに登録  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000021.html)

# (参考)共同住宅(複合建築物含む)のデータ登録、省エネ適判の流れ

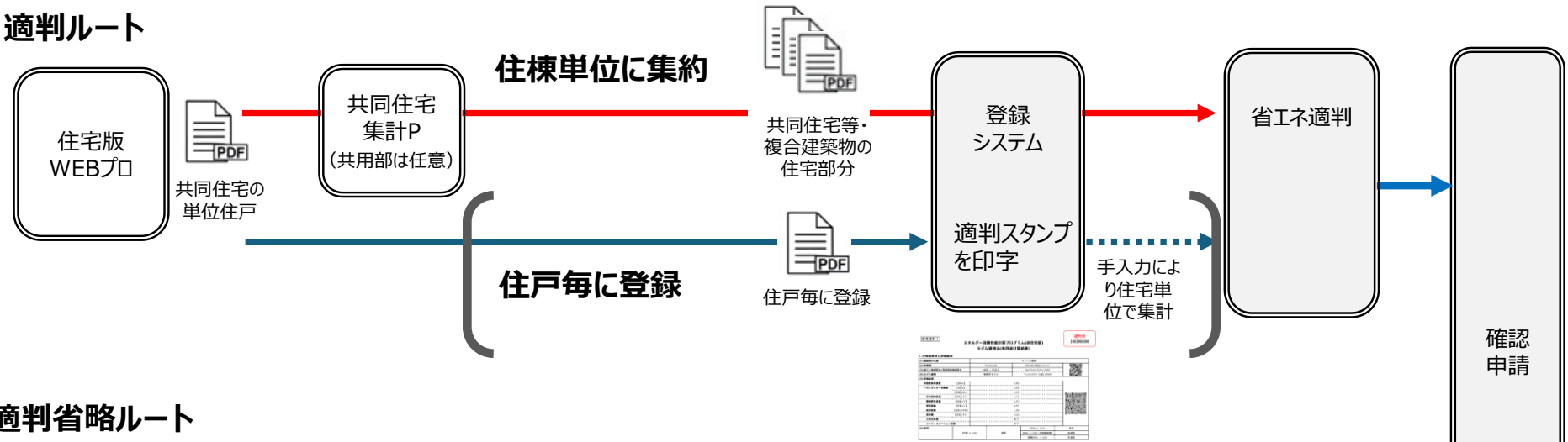
## 基準適合方法

### ● 共同住宅の省エネ評価

外皮性能：単位住戸ごとで省エネ基準に適合すること  
 一次エネルギー消費量性能：単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計が省エネ基準に適合すること  
 (共用部の評価は任意)

## 流れ

### 適判ルート



### 適判省略ルート



- ・コース1 (先に性能評価取得)
- ・仕様基準

①(共同住宅集計P)

建築物エネルギー消費性能基準

外皮性能 (建築物エネルギー消費性能基準)

外皮基準適合戸数	3戸	
基準値	$U_A=0.87$	$\eta_{AC}=2.8$
設計値 (最大値)	$U_A=0.87$	$\eta_{AC}=2.8$

住宅部分の一次エネルギー消費量 (建築物エネルギー消費性能基準)

	設計一次エネルギー消費量 [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 [GJ/年]	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI
住戸部分	254.1	256.9	190.5	193.2	0.99
共用部分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	254.1	256.9	190.5	193.2	0.99

単位住戸の情報 (建築物エネルギー消費性能基準)

一次エネは住棟単位で確認

No	住戸の番号	住宅タイプの名称	住戸の存する階	床面積の合計 [m <sup>2</sup> ]	外皮性能			一次エネルギー消費性能				
					外皮平均熱 貫流率 ( $U_A$ ) [W/(m <sup>2</sup> ・K)]	冷房期の 平均日射熱 取得率 ( $\eta_{AC}$ ) [-]	判定	設計一次 エネルギー 消費量 [GJ/年]	基準一次 エネルギー 消費量 [GJ/年]	設計一次 エネルギー 消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次 エネルギー 消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI
1	1	test1邸	1	120.08	0.87	2.8	達成	80.0	80.7	58.8	59.4	0.99
2	2	test2邸	2	140.55	0.87	2.8	達成	85.8	86.8	64.6	65.6	0.99
3	3	test3邸	3	135.55	0.87	2.8	達成	88.3	89.4	67.1	68.2	0.99

外皮は住戸単位で確認

以下参考 (建築物エネルギー消費性能基準)

	住戸の番号	住戸の存する階	床面積の合計 [m <sup>2</sup> ]	外皮平均熱 貫流率 ( $U_A$ ) [W/(m <sup>2</sup> ・K)]	冷房期の 平均日射熱 取得率 ( $\eta_{AC}$ ) [-]	設計一次 エネルギー 消費量 [GJ/年]	基準一次 エネルギー 消費量 [GJ/年]	BEI
BEI代表住戸	2	2	140.55	0.87	2.8	85.8	86.8	0.99
BEI最大住戸	2	2	140.55	0.87	2.8	85.8	86.8	0.99

②(集約様式)

住戸情報

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 建築物の住戸の数】 建築物全体 27 戸

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(9,983.94 m <sup>2</sup> )	(9,983.94 m <sup>2</sup> )	(9,486.64 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
増築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
【ハ. 改築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
改築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第1号イの基準  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 ( )  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 ( )  
 B E I ( )

□基準省令第1条第1項第1号ロの基準  
 B E I ( )

(B E I の基準値)

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 外皮平均熱貫流率 W(nf・K) (基準値) W(nf・K) ( )  
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) ( )

□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 外皮設計値 ( )

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P67の参考様式参照)

・「床面積」は確認申請書と整合させること  
 ・「開放部分を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

(第五面)

【1. 住戸の番号】 801

【2. 住戸の存する階】 8 階

【3. 専有部分の床面積】 72.6 m<sup>2</sup>

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 外皮平均熱貫流率 W(nf・K) (基準値) W(nf・K) ( )  
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) ( )

□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 外皮設計値 ( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 ( )  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 ( )  
 B E I ( )

□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 外皮設計値 ( )

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P68の参考様式を参照)

複数住戸ある場合、集約様式での提出を可としている。  
 ※計画書 第4、5面の内容が書かれていればよい。

(参考様式) 第四面・第五面集約版 (事務所、共同住宅 (標準計算))

建築物に関する事項 (第四面集約版) (参考様式)

【1. 非住宅部分の用途】 事務所 (08470)

【2. 建築物の住戸の数】 建築物全体 13 戸

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1,340.60 m <sup>2</sup> )	( ) m <sup>2</sup>	(1,273.57 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
増築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
【ハ. 改築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
改築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

(建築物の種類)

【イ. 非住宅建築物】  【ロ. 一戸建ての住宅】  【ハ. 共同住宅等】

(適用した基準)

・非住宅部分  基準省令第1条第1項第1号イの基準 (標準入力法)  
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 (モデル建物法)  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 (標準計算)  
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 (仕様基準)  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区

非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ
基準値 (0.8)	[MJ/年]	[MJ/年]
① 住戸部分合計	765,230	846,101
② 住宅共用部	457,500	660,500
③ 非住宅部分	457,500	660,500
合計 (①~③)	1,222,730	1,506,601

外皮基準適合戸数	基準U <sub>e</sub> 値	設計U <sub>e</sub> 値	基準U <sub>e</sub> 値
13 戸	(0.87)	(0.52)	( )
外皮基準値	設計U <sub>e</sub> 値 (0.52)	( )	( )
外皮設計値	基準U <sub>e</sub> 値 (1.2)	( )	( )

集計Pでは、下表について代替可能

住戸に関する事項 (第五面共同住宅等集約版) (参考様式)

① 住戸部分 (標準計算)

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専有部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
1	A	101	1	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	102	1	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	103	1	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	104	1	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	105	1	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	201	2	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	202	2	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	203	2	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	204	2	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	206	2	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	301	3	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	302	3	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	303	3	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											

集約様式について

<https://www.mlit.go.jp/common/001851308.xlsx>